

# 業 務 仕 様 書

## 1 業務の名称

地域子どもの居場所づくり体制強化業務

## 2 目 的

全ての子どもが、安心・安全に過ごすことができる多くの居場所で、様々な学びや多様な体験活動の機会に接しながら成長し、主体性や想像力を十分に発揮して社会で活躍できるよう、市町の体制整備や民間団体等の取組を支援し、こども食堂の開設や学習支援、体験活動の場など、子どもの視点に立った多様な子どもの居場所づくりを推進する。

## 3 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 4 委託業務の内容

### (1) 市町等の体制整備に向けたコーディネーターの配置

開設・運営等に関する専門的なノウハウを有する「子どもの居場所づくり推進コーディネーター」を配置し、子ども・若者のニーズを把握するとともに、市町や団体等が取り組む子どもの居場所づくりに関する相談対応やアドバイス等の支援を実施すること。

#### ア 配置箇所

- 子どもの居場所づくりの体制整備に取り組む市町（※）や、居場所づくりに取り組む民間団体等について、相談対応やアドバイス等の支援を実施するための相談窓口を県央部に設置し、名称を山口県こども食堂・子どもの居場所支援センター（仮称）とする。

※ 居場所づくりの体制整備に取り組む市町…市町による多様な子どもの居場所の提供、居場所での相談対応、基本的な生活習慣の習得支援、学習支援、食事や体験の提供等への取組

- センターに中核となる統括コーディネーター1名（常時対応できる者）を設置
  - 県内9か所に1名の地区推進コーディネーター（他の業務との兼務可）を設置
- ※ 下関エリア（下関市）、宇部エリア（宇部市、山陽小野田市）、美祢エリア（美祢市）、山口エリア（山口市）、防府エリア（防府市）、周南エリア（下松市、光市、周南市）、柳井エリア（柳井市、周防大島町、上関町、田布施町、平生町）、岩国エリア（岩国市、和木町）、長北エリア（萩市、長門市、阿武町）

#### イ コーディネーターの役割

コーディネーターは、子どもの居場所に関する子ども・若者のニーズと地域資源を把握するとともに、こども食堂や学習支援を行う団体運営経験者など、子どもの居場所づくりに理解の深い者とする。

#### <統括コーディネーターの役割>

- ワンストップ窓口として、市町や団体等が取り組む子どもの居場所づくりに関する相談対応やアドバイス等、地区推進コーディネーターと連携し伴走型の

## 支援を実施

- ・ 検討会議やフォーラム、セミナー、子どもの居場所推進会議等の企画・運営
- ・ 居場所づくりの体制整備に取り組む市町に対し、情報の提供、相談対応等を電話、メール、現地訪問等によって実施
- ・ こども食堂など、子どもの居場所づくりに取り組む民間団体等に対し、開設や運営に係る情報の提供、相談対応、各種助成金の申請サポート等を電話、メール、現地訪問によって実施
- ・ こども食堂など、子どもの居場所と市町や支援者（ボランティア、活動資金・物品寄附企業、場所提供団体、フードバンク等）のマッチングを実施
- ・ 地区推進コーディネーターとの連絡調整（子ども・若者の子どもの居場所に関するニーズの把握を含む）

## <地区推進コーディネーターの役割>

統括コーディネーターと協力し、次の役割を担う。

- ・ 子ども・若者の子どもの居場所に関するニーズを把握すること（重点）
- ・ 子どもの居場所に関する地域資源を把握すること（重点）
- ・ 子どもの居場所づくりの体制整備に取り組む担当地区の市町に対し、情報の提供、相談対応等を電話、メール、現地訪問によって実施
- ・ 担当地区のこども食堂など、子どもの居場所開設希望者、運営者に対し、開設・運営に係る情報の提供、相談対応、助成金の申請のサポート等を電話やメール、現地訪問によって実施
- ・ 担当地区のこども食堂など、子どもの居場所と市町や支援者（ボランティア、活動資金・物品寄附企業、場所提供団体、フードバンク等）のマッチングを実施
- ・ 子どもの居場所づくり支援企業の掘り起こし
- ・ 企業等寄附やフードバンク山口の食材等について、担当地区のこども食堂の希望数量の集約や分配等の調整を実施
- ・ 市域・圏域のネットワークに関する支援

## (2) 子どもの居場所づくり地域検討会議（研修会）の開催

### ア 市域・圏域ネットワークづくりを目指した意見交換会

#### ① 開催内容

支援機関（市町等）や地域の民間団体等（子どもの居場所の担い手）と連携を図りながら、子どもの居場所の現状や課題の把握、連携方法、各地域における支援のあり方等に関する意見交換・検討を実施

#### ② 対象者

子どもの居場所づくりに取り組む市町や地域の福祉・医療・教育等の関係機関や民間団体等

#### ③ 開催場所（ネットワークのない地域）

山陽小野田市、宇部市、萩市・阿武町、長門市

## イ 県内の子どもの居場所づくりの取組状況等の把握・取りまとめ【重点項目】

- ・ 子どもの居場所に関する地域資源の把握結果を取りまとめること。
- ・ 子どもの居場所に関する子ども・若者のニーズの把握結果を取りまとめること。
- ・ 市町の取組状況、市域・圏域ネットワークの活動状況（行政や関係機関との連携、企業等からの寄附の受入・仲介など）を通じて、それぞれのこども食堂の運営に対して、どのような支援を提供し、効果をもたらしたかを調査すること。
- ・ 各地区推進コーディネーターの活動内容を調査すること。
- ・ 成果と課題を聞き取り、今後、こども食堂やこどもの居場所などが安定的かつ継続した活動を行うために必要な取組を検討すること。
- ・ 取組状況をまとめ、子どもの居場所づくり推進会議等で報告を行うこと。

## (3) 子どもの居場所づくりの推進に向けた啓発・情報発信

既存の地域資源を生かした居場所づくりや新たな居場所の掘り起こし、担い手の発掘・育成等の取組を推進すること。

### ア 子どもの居場所づくりフォーラムの開催

#### ① 開催内容

- ・ 子どもの居場所づくりに関する講演会、パネルディスカッション等
- ・ モデルとなる県内外の居場所づくりに関する優良事例等の収集・紹介
- ・ 子どもの居場所（こども食堂）の開設が少ない地域での啓発の強化

#### ② 対象者

- ・ 自治体職員、民生委員、主任児童委員、PTA役員、自治会役員、放課後児童クラブ職員、NPO法人役員、地域企業、市町社会福祉協議会、社会福祉法人役員等

#### ③ 開催場所

県内2か所程度（県央部、東部）

### イ こども食堂など、子どもの居場所マップの作成等

- ・ 山口県こども食堂・子どもの居場所支援センターがホームページ上で作成するこども食堂マップについて、こども食堂の増減把握、適宜更新
- ・ こども食堂以外の子どもの居場所の、ホームページマップへの追加反映

## (4) 開設希望者・団体等に対する専門セミナーの開催

#### ① 開催内容

- ・ 地域の子どもの居場所運営者による開設・運営等の内容紹介・説明
- ・ 参加者によるワークショップ等

#### ② 対象者

- ・ 子どもの居場所に関心のある個人、団体、ボランティア希望者等

#### ③ 開催場所（こども食堂の開設が少ない地域）

長門市、山陽小野田市、岩国市、周防大島町

#### (5) 子どもの居場所づくり推進会議の開催

子どもの居場所、福祉関係団体、地域企業、行政など関係機関が、子どもの居場所の社会的役割について認識を共有し、普及・定着に向けた課題解決について意見交換や検討等を実施

- ① 構成員（構成員は必要に応じ、適宜追加）
  - ・ 令和7年度山口県子どもの居場所づくり推進会議構成員を参考とし、県と協議の上、決定する。
- ② 内容
  - ・ 県内各地域における子どもの居場所づくりの進行管理
  - ・ 子どもの居場所づくり支援に関する施策の検討・提案等
- ③ 開催回数
  - ・ 1回以上の開催

### 5 委託条件

#### (1) 事業の継続性

令和7年度の地域こどもの居場所づくり体制強化業務の実施内容を踏まえること。

#### (2) 実施体制等

受託者は、業務責任者、連絡担当者、業務従事者及びコーディネーターを定め、契約締結後速やかに県へ報告すること。

#### (3) 実施計画書

受託者は、契約締結後速やかに実施方法を取りまとめた業務実施計画書(任意様式)を作成し、県の了解を得ること。

#### (4) 委託料の支払等

- ① 業務履行のための受託者の人件費、旅費、通信費、印刷製本費及び契約費用の一切の経費は、委託料に含まれるものとする。
- ② 委託者は、必要があると認めるときは、委託料を概算払いすることができる。

#### (5) 秘密の保持

業務の履行に関して知り得た相手方固有の秘密情報を第三者に漏らしてはならない。

#### (6) 個人情報の保護

業務の履行に伴う個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を順守すること。

#### (7) 著作権

業務で得た成果品及び著作権については、県及び受託者に帰属するものとする。

**(8) 他者の知的所有権**

業務の実施に当たり、他者の知的所有権を侵害しないように特に留意すること。

**(9) 業務の再委託**

業務の全部を第三者に再委託してはならない。ただし、業務の一部の再委託について、書面により県の承諾を得た場合はこの限りではない。

**(10) 実績報告書**

業務を完了したときは、遅滞なく実績報告書（様式第3号）を提出すること。

**(11) その他**

- ① 業務において県が必要と認め、指示した事項については、受託者は、その指示に従うこと。
- ② やまぐち子ども・子育て応援ファンドが実施する令和8年度こども食堂助成業務を受託すること（別紙2「やまぐち子ども・子育て応援ファンド（こども食堂特別枠）の助成業務について」参照）。
- ③ やまぐち子ども・子育て応援ファンドが実施する令和8年度こどもまんなか育成支援活動プラットフォーム形成事業と連携すること。
- ④ 仕様書に定めがない事項は、県と受託者において協議の上、決定する。

## ■ 令和 8 年度の目標

### 1 食事の提供を通じて多様な学びや体験活動の機会に接しながら過ごせる「こども食堂」の展開

⇒ 県が取り組む子どもの居場所のユニットとして「こども食堂」の開設数を増やしていくこと

※ 令和 8 年度末に 200 か所以上（未来維新プラン）

※ 令和 11 年度末に 230 か所以上（県こども計画）

### 2 市域・圏域の子どもの居場所ネットワークを県内全域で立ち上げていくこと

⇒ 令和 8 年度末までに県内全域で市域・圏域の子どもの居場所ネットワークの立ち上げを目指す

#### 【立ち上がった子どもの居場所ネットワーク（令和 7 年度まで）】

周南地域、防府市、下関市、美祢市、光市、下松市、山口市、柳井圏域（1 市 4 町）、岩国圏域（1 市・1 町）

#### 【令和 8 年度に取り組むネットワーク】

残り 4 か所：山陽小野田市、宇部市、萩市・阿武町、長門市

### 3 県内の子どもの居場所づくりの取組状況の把握

○ 市域・圏域ネットワークの設立と活動状況（行政や関係機関との連携、企業等からの寄付の受入・仲介など）を把握

○ 成果と課題を聞き取り、今後、こども食堂や子どもの居場所などが安定的かつ継続した活動を行うために必要な取組を検討する。

## ■ 令和7年度の子どもの居場所づくりの取組実績

### 1 コーディネーターによる相談対応等

電話等での相談対応や現地訪問による支援、民間企業との調整、寄贈食品等の配布、登録への呼びかけ・受付等を実施。

#### <相談対応件数>

(単位：件)

区分	R7年度	R6年度	R5年度	R4年度	R3年度
件数	72	71	75	98	122

※令和7年度は令和8年1月末時点

### 2 子どもの居場所づくり地域検討会議

子どもの居場所の担い手と支援機関により支援のあり方を検討  
県内3か所 参加者37名 (※R6年度：39名)

### 3 子どもの居場所づくりの推進に向けた啓発・情報発信

#### (1) 子どもの居場所づくりフォーラム

県内3か所 参加者60名 (※R6年度：270名)

#### (2) 子どもの居場所食堂マップの作成等

##### ◇ こども食堂マップ

県内176所を掲載したマップを地域ごとに更新した。

##### ◇ 「山口県こども食堂支援センター」ホームページ

アドレス：<https://www.ymgckodomosyokudou.com/>

⇒ 県内のこども食堂に関する情報をマップ等でまとめて発信するとともに、随時、開催状況も写真入りで掲載し、紹介。

##### ◇ Facebook を通じて、開催情報や新規の開設情報を発信

アドレス：<https://www.facebook.com/ymgckodomosyokudou>

「山口県こども食堂支援センター」

### 4 開設希望者・団体等に対する専門セミナー

県内4か所 参加者30名 (※R6年度：20名)

### 5 子どもの居場所づくり推進会議の開催

子どもの居場所づくりに向けた取組の進行管理、課題解決に向けた意見交換や検討を実施

開催日：令和8年1月29日(木)

### <子どもの居場所づくり地域検討会議>

日時	会場	参加人数	講師
5/16 (金) 15～17時	【山陽小野田会場】 山陽小野田市厚狭地域交流 センター (山陽小野田市鴨庄 94)	15	山口県立大学 社会福祉学部准教授 横山 順一 氏
6/6 (金) 15～17時	【萩会場】 Waku②BASE (わくわくベース) (萩市江向 602)	9	
6/13 (金) 15～17時	【柳井会場】 柳井市立柳井図書館 (柳井市柳井 3376-2)	13	

### <子どもの居場所づくり専門セミナー>

日時	会場	参加人数	講師
5/17 (土) 15～17時	【萩会場】 Waku②BASE (わくわくベース) (萩市江向 602)	6	NPO法人山口せわ やきネットワーク 藤井 航平 氏
5/24 (土) 13～15時	【宇部会場】 キッズラップ (宇部市新天町 2丁目 1-5)	10	一般社団法人キッズ ラップ 杉山 恵 氏
5/31 (土) 10～12時	【岩国会場】 街かど a p (岩国市麻里布町 5丁目 3-1)	7	社会福祉法人はるか 新谷 敏郎 氏
6/28 (土) 13～15時	【下松会場】 フリースペース コテイ (下松市末武上 1790)	7	特定非営利活動法人 フリースペースコテ イ 楠 恭子 氏

### <子どもの居場所づくりフォーラム>

日時	会場	参加人数	講師
7/29 (火) 13:30～16時	【山口会場】 パルトピアやまぐち防長青年館 (山口市神田町 1-80)	38	(一社) 持続可能な 地域総合研究所 所長 藤山 浩
2/12 (木) 13:30～15時	【美祢会場】 サンワーク美祢 (美祢市大嶺町東分 418-8)	13	公立山口東京理科大 学 准教授 福田 みのり
2/21 (火) 13:30～15時	【防府会場】 防府市文化センター (防府市寿町 7-1)	9	山口大学教育学部 名誉教授 霜川 正幸

## 山口県内の子ども食堂の状況について（令和8年2月末時点）

## ■ 箇所数の推移

家庭や学校に次ぐ第三の居場所として重要な役割を担う「こども食堂」の取組が、県内へ広がり、身近な場所に開設されるよう、未来維新プランの目標に「200か所の開設（令和8年度末）」を掲げ、開設等を支援。

## ■ 延べ開設数（年度別推移）

（単位：箇所）

H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
27	63	89	117
-	(36)	(26)	(28)
R4年度	R5年度	R6年度	R7年度(※)
165	177	202	214
(48)	(12)	(25)	(12)

（※）令和7年度は令和8年2月末時点

## ■ 市町別（令和8年2月末時点）

（単位：箇所）

下関市	35	光市	11	和木町	1
宇部市	21	長門市	4	上関町	0
山口市	31	柳井市	4	田布施町	3
萩市	5	美祢市	8	平生町	5
防府市	17	周南市	29	阿武町	1
下松市	10	山陽小野田市	5	合 計 214	
岩国市	19	周防大島町	5		

## ■ 全国の状況との比較（全国順位）

※ NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえ調査

## ◇ 充足率（校区実施率）：こども食堂がある小学校の割合

	R7年度	R6年度	R5年度	R4年度	R3年度
全国	39.7%	34.7%	30.6%	25.9%	22.2%
山口県	46.8%	43.8%	39.2%	34.6%	29.0%
順位	13位	10位	9位	10位	11位

## ◇ 人口比：人口10万人当たりのこども食堂箇所数

（単位：箇所）

	R7年度	R6年度	R5年度	R4年度	R3年度
全国	11.8	10.0	8.3	6.6	5.3
山口県	16.5	14.6	13.0	10.7	8.0
順位	8位	7位	7位	5位	5位

## やまぐち子ども・子育て応援ファンド（こども食堂特別枠）の 助成業務について

- ① 山口県こども食堂登録制度の受付業務
  - ・ 登録の働きかけを行うとともに、登録届の受付を実施
- ② 助成金申請等に係る業務
  - ・ 助成事業周知
  - ・ 助成金交付申請受付
  - ・ 交付申請の内容確認、交付決定通知の送付
- ③ 助成金交付決定後に係る業務
  - ・ 助成金の交付
  - ・ 事業実績報告の内容確認、額の確定通知の送付
  - ・ 確定額を超える助成金が交付されている場合、その超える額の返還命令通知の送付（額の確定通知に記載）、収受
- ④ 助成内容

助成の対象となる活動	助成金額	助成件数
(ア) こども食堂開設事業	2年総額 20万円/か所	20か所程度
(イ) こども食堂地域連携促進事業	10万円/か所	10か所程度
(ウ) こども食堂スキルアップ研修	30万円/か所	1団体
(エ) こども食堂開設事業（継続）	前年度こども食堂開設事業 上限 20万円に対する残額	令和8年度 15か所（想定）

※助成率…10/10

※令和7年度実績（R8.2末現在）…(ア)15件、(イ)8件、(ウ)1件、(エ)11件

- ⑤ 業務スケジュール（予定）

業務内容	スケジュール
・ 助成事業周知	令和8年4月1日～
・ 助成金交付申請受付	令和8年4月1日～令和9年1月31日
・ 交付申請の内容確認、 交付決定通知の送付	令和8年4月1日～令和9年3月31日
・ 助成金の交付	
・ 事業実績報告の内容確認 額の確定通知の送付	令和8年4月1日～令和9年3月31日
・ 確定額を超える助成金が交付されて いる場合、助成対象者に対して、そ の超える額の返還通知の送付、収受	※事業実績報告書の提出期限は、事業完了 の日から30日を経過した日又は当該 年度の2月28日のいずれかの早い期 日までとする。
・ 受託者への助成金概算払	3回程度（各回の概算払額は、交付状況等 により決定）

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務の実施に当っては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び以下の事項を遵守し、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

### (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

### (取得の制限)

第3 乙は、この契約による業務を実施するために取得する個人情報については、当該業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

### (目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

### (適正管理)

第5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のため、アクセス制限の設定、個人情報が記録されている媒体の管理その他の必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の個人情報の管理に当たっては、管理責任者を定め、内部における責任体制を確保しなければならない。

3 乙は、この契約による業務の従事者に対して、その在職中であると職を退いた後であることを問わず、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

### (派遣労働者等の利用時の措置)

第6 乙は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に、この契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

### (複写・複製等の禁止)

第7 乙は、甲の指示又は承認がある場合を除き、この契約による業務を実施するために甲

から引き渡された個人情報記録された資料等の複写、複製、又は持ち出しを行ってはならない。

#### **(再委託の禁止)**

第8 乙は、この契約による業務を実施するための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）に委託する場合を含む。）又はこれに類する行為（以下「再委託」という。）をしてはならない。

2 乙は、前項の承認を得て再委託をする場合には、再委託先に対し、甲及び乙と同様の安全管理措置を講じなければならないことを周知するとともに、この契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

#### **(再委託に係る連帯責任)**

第9 乙は、再委託先の行為について、再委託先と連帯してその責任を負うものとする。

#### **(再委託先に対する管理及び監督)**

第10 乙は、再委託をする場合には、再委託をする業務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再委託先に対し適切な管理及び監督をするとともに、甲から求められたときは、その管理及び監督状況を報告しなければならない。

#### **(返還、廃棄又は消去)**

第11 乙は、この契約による業務を実施するために甲から引き渡され、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報記録された資料等について、業務完了後、直ちに甲の指示に基づいて返還、廃棄、又は消去しなければならない。

2 乙は、前項の資料等を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

#### **(遵守状況に関する報告)**

第12 乙は、甲からこの特記事項の遵守状況について報告を求められた場合には、直ちにその状況を甲に報告しなければならない。

#### **(監査等)**

第13 甲は、この契約による業務の実施に伴う個人情報の取扱いについて、この特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、監査、実地検査又は調査（以下「監査等」という。）を行うことができる。乙及び再委託先は、合理的事由のある場合を除き、甲又は甲の指定した者の行う監査等に協力しなければならない。

2 甲は、前項の目的を達成するため、乙及び再委託先に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の実施に関して必要な指示をすることができる。

### **(事故発生時における報告等)**

第 14 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態が発生し、又は発生するおそれのあること（再委託先により発生し、又は発生するおそれがある場合を含む。）を知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示のもとセキュリティ上の補完、情報の修復等の措置をとるとともに再発防止の措置を講じなければならない。

2 甲は、前項の事態が発生した場合には、個人情報の取扱いの態様、損害の発生状況等を勘案し、乙及び再委託先の名称等の必要な事項を公表することができる。

### **(契約の解除及び損害の賠償)**

第 15 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合には、この契約を解除することができる。

2 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者が損害を被った場合には、その損害を賠償しなければならない。